

# 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）の一部を改正する法律の概要

## ◆ カルタヘナ議定書及び名古屋・クアラルンプール補足議定書とカルタヘナ法の関係

	遺伝子組換え生物等による 生物多様性への影響を防止するための措置	遺伝子組換え生物等による 生物多様性に係る損害を回復するための措置
議定書	<b>カルタヘナ議定書</b> ・輸出入に係る事前通告及び同意の手続 ・輸入時等のリスク評価／国内でのリスク管理	<b>名古屋・クアラルンプール補足議定書</b> ・損害に対する対応措置
国内法	<b>現行カルタヘナ法</b> ・使用等に先立つ承認、確認手続（第4条、第12条、第13条） ・輸出の際の相手国への情報提供（第27条、第28条）	・中止・回収命令等（第10条、第14条、第26条） <b>改正法</b> ・回復措置命令（第10条、第14条、第26条）

(参考) 補足議定書の定義

「損害」: 生物の多様性の保全及び持続可能な利用への、測定等できる著しい悪影響。

「対応措置」: 損害を①防止し、最小限にし、封じ込め、緩和し、又は他の方法で回避すること、②生物の多様性を復元すること、のための合理的な措置。

## ◆ 現行カルタヘナ法の措置命令と改正法の回復措置命令

使用の様相	現行カルタヘナ法の措置命令	改正法
一般環境中での使用	・使用の適法・違法に関わらず、緊急の必要がある場合に、 <b>使用の中止その他必要な措置</b> を命ずることができる。（第10条第2項） ・違法な使用の場合、 <b>回収その他必要な措置</b> を命ずることができる。（第10条第1項）	違法な遺伝子組換え生物等の使用等により、 <b>生物多様性（重要な種・地域に係るものに限る（※1））を損なう等の影響が生じたと認めるとき</b> 、環境大臣は、 <b>生じた影響による生物多様性に係る損害の回復を図るため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</b> （第10条第3項、第14条第3項及び第26条第3項）
施設内での使用	・使用の適法・違法に関わらず、緊急の必要がある場合に、 <b>拡散防止措置を改善するための措置その他必要な措置</b> を命ずることができる。（第14条第2項） ・違法な使用の場合、 <b>拡散防止措置その他必要な措置</b> を命ずることができる。（第14条第1項）	
譲渡し等	・違法な譲渡し等の場合、 <b>回収その他必要な措置</b> を命ずることができる。（第26条第2項）	

(措置の例) 遺伝子組換え生物等の使用等の中止



遺伝子組換え生物等の回収



拡散防止措置



劣化した生育環境、生息環境の整備



人工増殖、再導入の実施



※1 回復措置命令の対象は重要な種・地域に係るものに限る。例えば、希少種や、保護地域における野生動植物種の相当程度の減少など。

